

森林環境税の課税が始まります

令和6年度から、個人市民税・県民税の均等割課税者に森林環境税が課税されます。税額は1人1,000円ですが、東日本大震災後の臨時的措置として行われてきた市民税・県民税均等割の増額が令和5年度で終了したため、合計の課税額は**変わりません**。

森林環境税は森林整備や人材育成、木材の利用・普及啓発などに活用されます。



【森林環境税と個人市・県民税均等割の税額】

		令和5年度まで	令和6年度以降
国税	森林環境税	-	1,000円
県民税	個人市・県	1,500円	1,000円
市民税	民税均等割	3,500円	3,000円
	合計	5,000円	5,000円

※個人市・県民税所得割が課税される人は均等割に加算されます。

☎ 税務課 市民税1係 ☎ 0256・77・8142

結婚新生活支援金の申請を受け付けます

市内在住の新婚世帯に対し、婚姻に伴う住居費などにかかる費用を支援します。



■補助対象経費

令和6年4月1日～令和7年3月31日(月)までに支払う住居費(購入費・賃借費・リフォーム費用)、引越費用など

■対象世帯

申請日に燕市に住所を有し、婚姻日時点で夫婦ともに39歳以下かつ世帯合計所得500万円未満の新婚世帯(令和6年1月1日～令和7年3月31日(月)までに婚姻届を提出し受理された世帯)

■補助金額

- ◎夫婦ともに29歳以下の場合 60万円
- ◎上記以外の場合 30万円

■受付開始期間

7月1日(月)～
※予算額に達し次第終了

☎ 対象要件など詳細は市ホームページをご覧ください▶



☎ 地域振興課 交流推進係 ☎ 0256・77・8364

善意をありがとうございます

■ダンスサークル出逢いの会

能登半島地震被災者見舞金として 4万円

■タレントスクエア株式会社

屋内子ども遊戯施設建設事業に 10万円

■日本金属ハウスウェア工業組合

子ども夢基金に 200万円

※順不同



個人市民税・県民税の定額減税が実施されます
 「アフレ完全脱却のための総合経済対策」の一環として、個人市民税・県民税(個人住民税)の定額減税が実施されます。
 令和6年度個人住民税にかかる合計所得金額が1805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者が対象で、本人と控除対象配偶者を含む扶養親族1人につき1万円を税額から控除します(所得割額が上限です)。 ☎ 税務課 市民



令和6年度個人住民税の定額減税のページ▶



税1係 ☎ 0256・77・8142

文化施設などがお得に楽しめる！ 新潟広域都市圏連携事業 共通割引券



近隣の市町村で使える共通割引券です。割引券に記載されている施設で使用できます。
 ※入館料、休館日などは各施設へお問い合わせいただくか、右記の二次元コードから確認ください。

☎ 燕市産業史料館 ☎ 0256・63・7666

▼点線に沿って切り取り、各施設へお持ちください。



新潟広域都市圏連携事業 文化・観光施設共通割引券

この券の提示で次の施設の入館料を割引します

- (新潟市) マリンピア日本海、會津八一記念館
- (三条市) 諸橋徹次記念館
- (新発田市) 落谷虹児記念館、市島邸
- (燕市) 燕市産業史料館
- (五泉市) 五泉市村松郷土資料館、チャレンジランド杉川
- (阿賀野市) 吉田東伍記念博物館、水原代官所
- (胎内市) 胎内昆虫の家、胎内自然天文館
- (弥彦村) 弥彦の丘美術館
- (阿賀町) 三川・温泉スキー場

有効期限 2025年3月31日まで

※割引額、営業時間、休館日は各施設により異なります
 ※本人と同行者全員を割引します ※【燕市】に在住の方のみ使用可
 ※原本のみ使用可。有効期限まで何回でも使用できます
 ※他券との併用不可

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

免除を受けるには届出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

☎ 国民年金の第1号被保険者

■免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または、出産日が属する月の3カ月前から6カ月間)

■届出時期

出産予定日の6カ月前から可能

■届出に必要なもの

- ・年金手帳(または基礎年金番号が分かるもの)
- ・母子健康手帳
- ・マイナンバーカードまたは通知カード
- ・運転免許証など本人確認できるもの

※出産後に届出する場合は、出生証明書など、出産日および親子関係を明らかにする書類が必要な場合があります。

■申請場所・問合せ

- ◎保険年金課 年金医療係
(市役所1階11・12番窓口) ☎ 0256・77・8136
- ◎三条年金事務所 ☎ 0256・32・2239



燕市農業委員会からのお知らせ

R6.6.1 No.58

～農地の適正な管理をお願いします～

農地の適正・効率利用を図るため農地パトロールを実施します！

遊休農地を放置してしまうと、病害虫の発生やごみの不法投棄につながってしまいます。定期的に草刈をするなど、農地の適正な管理をお願いします。農業委員会では、毎年6月～8月に農地パトロールを実施しています。遊休農地や違反転用農地など適正な管理がされていないと判断した場合、所有者や耕作者に対して指導を行います。



◆全国農業新聞購読者募集◆

- 全国農業会議所が発行する農業総合専門紙です。
- 毎週金曜日発行 ●月額700円(送料込)
- 3カ月無料購読もできます。購読の申し込みは農業委員、または農業委員会事務局まで。

☎ 農業委員会事務局 ☎ 0256・77・8251